

良質な住宅・社会資本の効率的な整備を図るためには、新技術の導入が重要な課題であるが、公共的な性格の強い建設事業においては、確実性・信頼性確保等の点から新技術の活用が必ずしも円滑に進まない面があり、民間における研究開発投資についても他産業に比較して低い水準にある。また、建設事業に関する新技術を開発するには、実証実験を行うなど多額の資金と長い投資期間が必要とされる。このため、日本開発銀行では、1989年度(平成元年度)より、国の研究機関と共同で実施する建設新技術研究開発に対して、また1994年度(平成6年度)より、安全の確保・省エネ推進等の政策的意義の高い民間企業の建設新技術に対して低利融資を行い、建設新技術の開発促進を図ってきた。

1999年度(平成11年度)からは、新技術開発に係る日本開発銀行融資制度の整理・統合化が行われ、その後、1999年(平成11年)10月に日本開発銀行は廃止され、新たに設立された日本政策投資銀行が上記の融資制度を継承した。

2005年度(平成17年度)の対象事業や金利は以下のとおり。

融資対象事業

- 1) 基礎・応用研究に必要な研究施設整備事業
- 2) 新技術の企業化開発事業
- 3) 新技術の企業化事業

融資比率

50 %

融資金利

政策金利Ⅲ

ただし、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の各分野のいずれかに該当し、将来の新市場・雇用創出が相当程度見込まれるものについては新技術特利Ⅱ

2) 3) については、以下のいずれかに該当する場合には新技術特利Ⅰ

- ・ 大学又は公的試験研究機関との連携に係る新技術開発
- ・ 複数企業の共同新技術開発(技術の移転を受けて行う新技術開発を含む)
- ・ 外国企業と我が国企業との国際共同新技術開発
- ・ 標準化を目的とする新技術開発
- ・ 広範な領域での活用が想定される独創的な新技術開発
- ・ 新規産業分野の発展の核となる独創的な新技術開発